

市・都民税申告にお持ちいただくものなど

市・都民税申告書

昨年、市・都民税の申告をした方などに、1月下旬に郵送する予定です。窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(<http://www.city.kiyose.lg.jp/>、右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。



印鑑・筆記用具

印鑑は認印でも可能です。



課税課市民税係 ☎042-497-2040



個人番号が記載された書類と本人確認書類

マイナンバーカードまたは通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)と本人確認書類(下記参照)を提示してください。扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要となりますので、あらかじめ正しい番号の確認をお願いします。

【本人確認書類】運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの証明書。上記がない場合は、健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要。



愛称：マイナちゃん

申告時に留意していただきたいこと

- ◆扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除の記入を忘れずに
- ◆配当所得等の確定申告をする方は住民税の申告を分けることができます
住民税が賦課決定する日(納税通知書が送達される日)までに、確定申告書とは別に、住民税(市・都民税)の申告書を提出していただくことにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税)を選択することができます。詳しくは課税課市民税係へお問い合わせください。

市・都民税申告書は郵送でも提出できます

市・都民税申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、84円切手を貼った返送用封筒を同封してください。

送付先

〒204-8511 清瀬市中里5-842
清瀬市課税課市民税係 行

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

◆国民健康保険

○平成30年11月診療分～令和元年6月診療分＝令和元年12月に送付済み

○令和元年7月～10月診療分＝令和2年2月中旬から下旬に発送予定

◆後期高齢者医療

《医療費等(10割)が5万円を超える月のある方》

○平成30年9月診療分～令和元年8月診療分＝令和2年1月中旬から

下旬に発送予定

実際にご自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引く等ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、記載されていない診療月などはご自身で明細書を作成してください。なお、差額ベット代などの保険適用外は含まれていません。

☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

国民健康保険

医療費のお知らせ					
保険者番号	氏名	生年月日	住所	医療費のお知らせ	医療費のお知らせ
				平成30年9月～令和元年8月の窓口負担相当額	令和元年7月～10月の窓口負担相当額
				医療費等(10割)が5万円を超える月の有無	医療費等(10割)が5万円を超える月の有無
				自己負担相当額	自己負担相当額
				標準負担額	標準負担額
				合計	合計

「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告してください。

後期高齢者医療

医療費等通知書					
保険者番号	氏名	生年月日	住所	医療費等通知書	医療費等通知書
				平成30年9月～令和元年8月の窓口負担相当額	令和元年7月～10月の窓口負担相当額
				医療費等(10割)が5万円を超える月の有無	医療費等(10割)が5万円を超える月の有無
				自己負担相当額	自己負担相当額
				標準負担額	標準負担額
				合計	合計

「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

所得・控除を証明する書類

- ◆所得…令和元年(平成31年)分の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。
※源泉徴収票などは、一度お預かりしたら原則返却はできません。他にも提出先がある場合は、コピーを事前にとってください。
- ◆控除…障害者手帳、学生証、課税となる方は控除額証明書(社会保険料、医療費控除の明細書(※)、生命保険料・地震保険料の証明書)など。
※医療費控除の明細書(一覧表)は、ご自身で医療機関ごとに合計金額を計算し、作成してください。医療費集計フォームは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。
※控除額(支払額)がわからない場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は保険年金課、介護保険料は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。

税制改正に伴う主な変更事項について

税制改正に伴い、令和2年度の申告から下記のとおり控除額などが変更されます。ここでは、主なものをご紹介しますので、申告の際にはご注意ください。

1.ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税(個人市・都民税にかかる寄附金税額控除の特例控除該当部分)の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。対象となる地方団体については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>、右記QRコード参照)をご覧ください。



指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

※個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除部分については対象となります。

2.住宅借入金等特別税額控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に住宅取得などをして、居住の用に供した場合に、次の見直しが適用されます。ただし、消費税率10%でない住宅取得などについては適用されません。

◆適用年数の延長

適用年数が現行の10年から13年へ延長されます。

◆住宅借入金等特別控除可能額の見直し

11年目以降の3年間は、消費税率などの2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。

要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

◆医療費控除

☑施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用者の一部負担額・食費及び居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費及び居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額。

○居住サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスに併せ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額。

○おむつ代＝傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が

必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合あり)。

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

☑65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。※申告時に市が発行する証明書が必要です。

☎医療費控除について＝課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について＝高齢支援課介護サービス係 ☎042-497-2080